

協議事項48

学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について

学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について、協議事項として以下のとおり提案する。

令和3年1月25日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也



記者資料提供（令和3年1月14日）

教育委員会事務局総務部総務課 山出・吉田

TEL:078-984-0609（内線956-6216） FAX:078-984-0617

## 緊急事態宣言下における市立学校園の対応について

昨日、本市を含む兵庫県については、緊急事態宣言が発出され、緊急事態措置を実施すべき区域に追加されました。

文部科学省からは、緊急事態宣言の対象区域に属する地域においては、一律に臨時休業を求めるものではなく、警戒度をこれまでより一段高めて感染防止対策のさらなる徹底を要請されています。

市立学校園においては、これまで以上に感染防止対策に努める一方、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していきます。

### 1. 基本方針

- (1) 感染防止対策を徹底した上で、教育活動を継続する。
- (2) 感染リスクの高い教育活動については、さらに感染症への警戒度を高めた対策を実施する。

### 2. 感染防止対策のさらなる徹底

- ・こまめな手洗いやマスクの着用、換気の徹底など、これまでに実施している感染防止対策を確実に実施していくほか、さらに次の対策を実施する。
- ・児童生徒等も教職員も、毎日の登校園・出勤前の健康観察を、改めて徹底する。本人だけでなく、同居の家族に風邪症状がある場合も、登校園・出勤させず、自宅で休養させることを徹底する。
- ・給食および昼食時は、以下の対応を徹底する。
  - ①食事の前後の手洗いを徹底する。
  - ②飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をとる。
  - ③食事をする時以外は、必ずマスクを着用する。

### 3. 学校活動について

#### (1) 学習活動

##### ①合唱・調理実習等の感染リスクが高い活動

- ・児童生徒同士が近距離で声を出したり接触したりする活動を行わないなどの現状の感染防止対策を徹底する。

##### ②体育

- ・着替えや移動、指導内容の説明時や用具の準備等、運動を行っていない際や、軽度な運動の際には、可能な限りマスクを着用する。

## (2) オンライン授業

- ・感染不安等により登校が困難な児童生徒や、感染者の発生による自宅待機のため登校できない児童生徒等に対して、オンライン授業（オンラインによる個別面談・指導、授業ライブ配信等）を実施する。

## (3) 宿泊を伴わない校外学習

- ・実施場所は基本的に市内（必要な場合は隣接市町も可）とし、感染防止対策を徹底した上で実施する。

## (4) 修学旅行

- ・緊急事態宣言発令期間中に実施する修学旅行（高等学校）は、延期もしくは中止とする。

## (5) 部活動

### ①中学校・義務教育学校

- ・土・日曜、祝日の活動及び対外試合等（公式戦を除く）については、基本的に実施しない。

### ②高等学校

- ・活動場所は、原則、学校及びその周辺とし、合宿・対外試合等（公式戦を除く）については、基本的に実施しない。

### ③公式戦

- ・高体連・高野連・中体連・文化関係連盟・中央競技団体が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加にあたっては、感染防止対策を確認し、その徹底を図る。

## 4. 心のケア等

- ・新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒等のストレス、いじめ、偏見等に関し心のケア等に配慮する。
- ・学校現場で感染症対策や児童生徒等の心のケアを最前線で支える教職員の精神面の負担を鑑み、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。

## 5. 学校施設開放事業

- ・夜間の運動場や体育館の利用について活動時間を 20 時までとする。
- ・対外試合等の交流活動については実施しないように、各学校施設開放運営委員会に要請する。

## 6. 教職員の服務及び研修等

### (1) フレックスタイム制度の利用

- ・通勤中の人と人との接触機会の低減を図るため、学校園の運営に支障がない範

困でフレックスタイム制度の利用により、積極的に時差出勤を行う。

(2) 外出自粛の要請を踏まえた 20 時以降の勤務の抑制

- ・ 緊急時の対応等を除き、遅くとも 20 時までには教職員が退勤できるよう、効率的な業務遂行に努める。なお、定時制高等学校及び夜間中学校においては、勤務時間終了後、速やかに退勤するように努める。

(3) 研修等

- ・ 集合型の研修・説明会・講演会については、原則、中止・延期とし、実施する場合は動画配信・資料配布などにより行う。
- ・ 今後の業務執行にあたり実施が不可欠なものについては、感染防止対策（出席者の健康観察、3密の回避等）を講じた上で実施する。

**【問い合わせ先】**

○感染防止対策について

学校支援部健康教育課 TEL:078-984-0696（内線 956-6381）

○学習活動について

学校教育部教科指導課 TEL:078-360-3426, 3430

○オンライン授業について

学校教育部教科指導課 TEL:078-360-2010

○校外学習について

学校教育部学校教育課 TEL:078-984-0713, 0715（内線 956-6431, 6433）

○修学旅行について

学校教育部学校教育課 TEL:078-984-0716（内線 956-6437）

○部活動・心のケアについて

学校教育部児童生徒課 TEL:078-984-0724（内線 956-6452）

○学校施設開放事業について

総務部総務課 TEL:078-984-0615（内線 956-6223）

○教職員の服務について

総務部教職員課 TEL:078-984-0632（内線 956-6254）

○教職員の研修等について

総合教育センター研修育成課 TEL:078-360-3420

〔神戸市立学校園における感染確認状況〕 令和3年1月21日現在

	幼稚園	小学校	中学校	特別支援学校	高校・高専	計
児童生徒等	—	104名	63名	1名	11名	179名
教職員	1名	12名	4名	3名	1名	21名
校園数	1園	76校	53校	4校	12校	146校園

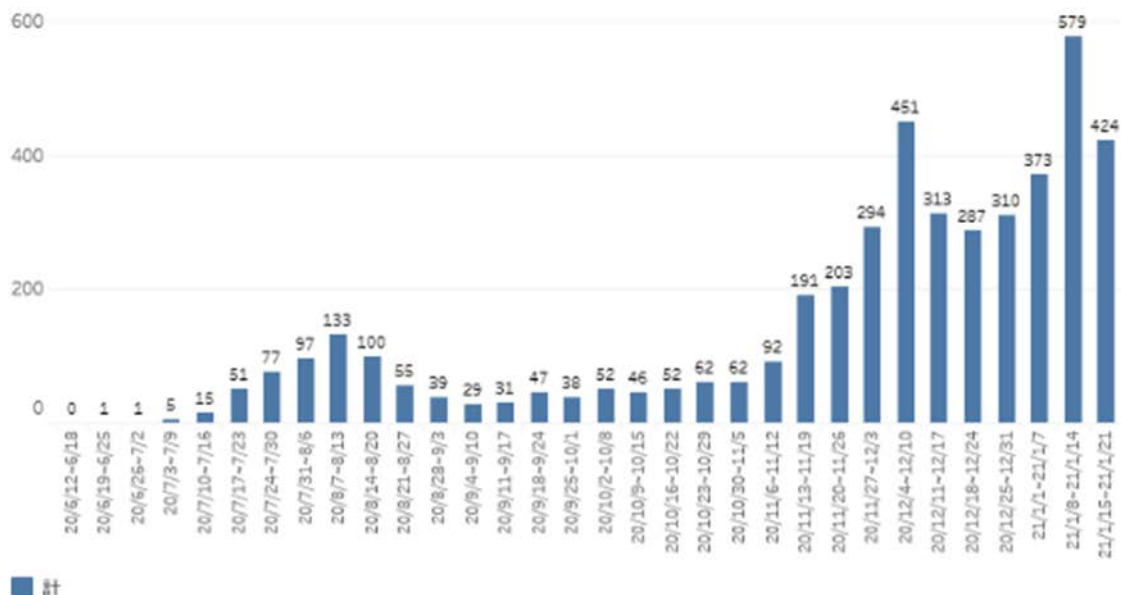
※7月4日以降1月21日までの確認状況

【参考】神戸市における感染者数の状況

## 現在の発生状況等（神戸市発表分）

21/1/21 17時更新

### 新規感染者数の推移



※確定日基準で集計。  
 ※再陽性等を含む。